

## 平成27年8月度 広告表示・景品提供等に関する問い合わせ・相談受付状況

### 1. 相談受付件数・相談者の内訳

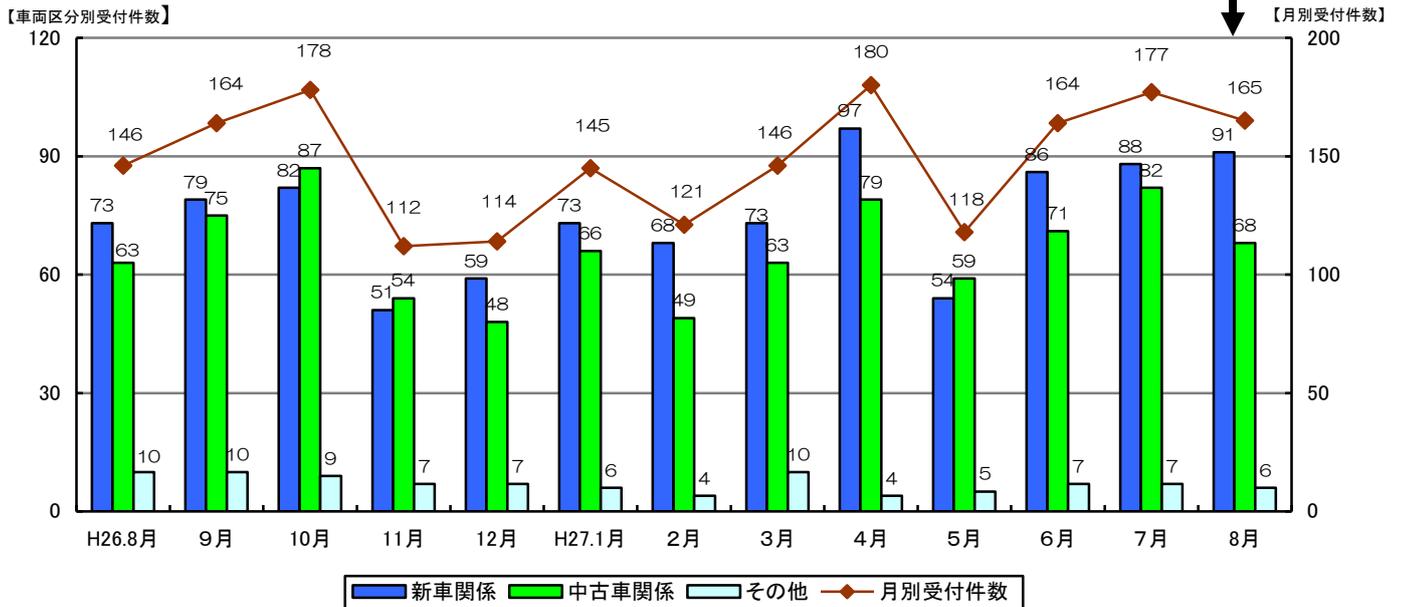
8月度の相談受付件数は計165件で、前月度と比較すると12件減、対前年同月比では、全体の相談受付件数は19件増（新車関係18件増、中古車関係5件増）となっています。

相談者の内訳では、「広告代理店」、「自動車関係団体」、「メーカー系ディーラー」からの問い合わせが多く、全体の約75%を占めています。

【相談者の内訳・平成27年8月】

	新車関係	中古車関係	その他	計
相談者	91	68	6	165
広告代理店等	38	11	2	51
メーカー系ディーラー	29	9	2	40
自動車関係団体	18	14	0	32
中古車専門店	0	13	0	13
中古車情報誌社	0	9	0	9
メーカー	1	3	0	4
新聞社	2	5	0	7
テレビ・ラジオ局	0	2	0	2
その他	3	2	2	7

【相談受付件数の推移・平成26年8月～平成27年8月】



## 2. 新車関係

新車関係の表示では、『価格表示』に関する問い合わせが最も多く、その内容としては、残価設定ローンを表示する場合の月々の支払額のみを表示の可否やローン終了時の条件の表示方法、通常のローンと残価設定ローンの比較等に関する相談でした。また、『広告表現・企画の可否』に関する問い合わせでは、新聞記事を根拠に「販売台数世界一」と表示することの可否に関する相談等が寄せられました。

### 【相談受付状況】

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
表示関係	67	73.6%	その他	3	3.3%
景品関係	21	23.1%	合計	91	100%

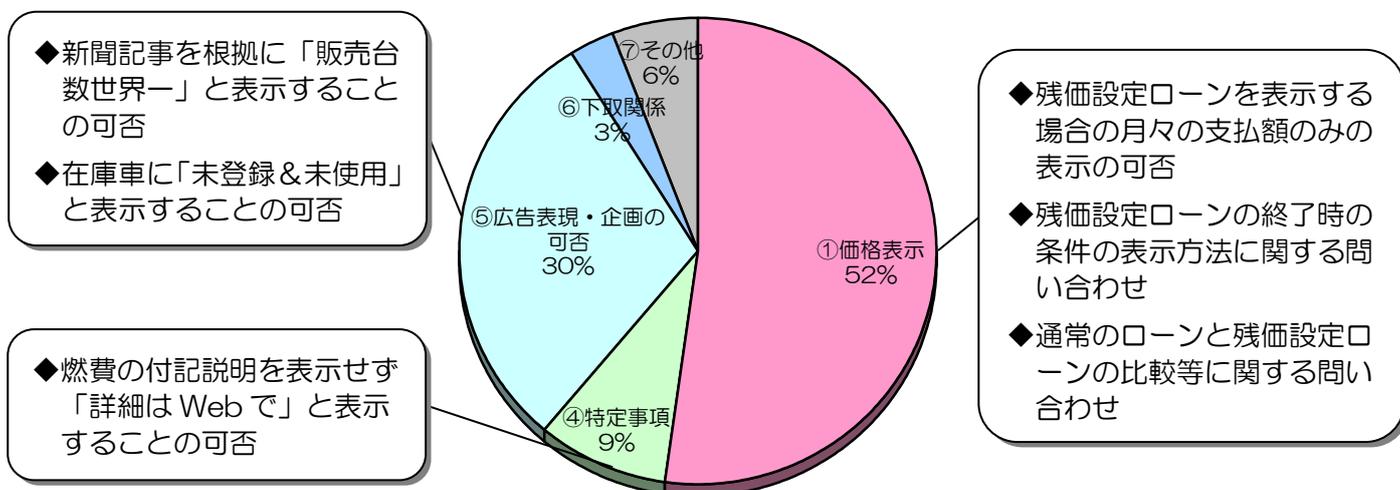
### [表示関係の相談内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
<b>①価格表示</b>	<b>35</b>	<b>52.2%</b>	<b>④特定事項</b>	<b>6</b>	<b>9.0%</b>
表示方法	5	7.5%	燃費	2	3.0%
付属品・特別仕様	4	6.0%	安全・環境（ASV技術）	1	1.5%
値引き表示	9	13.4%	写真・イラスト	0	0.0%
支払総額	1	1.5%	特別仕様・限定	1	1.5%
割賦・リース	16	23.9%	その他（ウチガ・受賞）	2	3.0%
その他	0	0.0%	<b>⑤広告表現・企画の可否</b>	<b>20</b>	<b>29.9%</b>
<b>②特定用語</b>	<b>0</b>	<b>0.0%</b>	広告表現の可否	12	17.9%
新発売等	0	0.0%	企画の可否	2	3.0%
その他	0	0.0%	抽象的な問い合わせ	6	9.0%
<b>③税金・諸費用</b>	<b>0</b>	<b>0.0%</b>	<b>⑥下取関係</b>	<b>2</b>	<b>3.0%</b>
税金	0	0.0%	<b>⑦その他（主要諸元等）</b>	<b>4</b>	<b>6.0%</b>
諸費用・その他	0	0.0%	合計	67	100%

### [景品関係の内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
総付景品（もれなく）	6	28.6%	オープン懸賞	4	19.0%
一般懸賞（抽選等）	4	19.0%	その他	7	33.3%
			合計	21	100%

### 【表示関係】 主な問い合わせ内容



広告表示・景品提供に関するよくあるお問い合わせにつきましては、[こちら](#)をご覧ください。

**今月の事例**

Q. ショールームの展示車に、残価設定ローンの支払例を表示したいのですが、「月々のお支払額▲▲,▲▲▲円」と「月々の支払額」のみの表示では問題がありますか？

A. 月々の支払額のみの表示では、あたかも表示した価格のみで購入することができるかのように誤認されるおそれがあることから、問題となります。

残価設定ローンの支払例を表示する場合は、頭金の有無やボーナス月の加算額、ローン終了時の条件等を明確にするため、以下(①～⑤)を表示する必要があります。

- ①割賦販売価格(割賦支払総額) ②頭金の額 ③支払回数及び支払期間 ④実質年率
- ⑤残価設定ローンの場合はローン終了時の条件(車両の返却、買い取り、ローン継続等の車両の取扱い、車両状態や走行距離数等が規定の範囲外であった場合に別途費用が必要となる旨等)

なお、上記①～⑤を表示した上で、「月々の支払額」を表示することはできます。

正しい表示例

## コートリ HYBRID X

車両本体価格 **1,887,055 円**

**◆◆◆プラン(残価設定プラン)のお支払例**

・5年60回払い	・実質年率4.0%
・頭金	207,055 円
・初回お支払額	17,764 円
・2回目以降お支払額(48回)	16,500 円
・ボーナス払い(1月・8月 10回)	50,000 円
・頭金+59回までのお支払合計(A)	1,516,819 円
・最終回(60回目)のお支払額	
①新車にお乗り換えの場合	0 円
②ご返却の場合	0 円
③そのまま乗り続ける場合(B)	603,850 円
・お支払い合計(A+B)	2,120,669 円

◆◆◆プランなら  
月々**16,500円**

※お乗り換えやご返却の場合、5年間の走行距離が10万kmを超えた場合や違法改造が行われていた場合、内外装に大きなキズがある場合等別途定める条件に該当する場合は、別途費用をご負担いただきます。

※販売価格には、保険料、税金(消費税を除く)、その他登録等に伴う費用等は含まれておりません。

Q. 残価設定プランの支払例を表示する場合、残価率は必ず表示しなくてははいけませんか？

A. 規約上、残価設定プランの支払例を表示する場合、残価率については必要表示事項ではありません。しかしながら、残価分の額については、最終回の支払額(買い取りの場合の価額等)として表示する必要があります。

Q. 来場したお子様を対象にした射的ゲームの景品として、駄菓子やおもちゃを提供する予定なのですが、チラシ広告においてお楽しみ感を出すため、景品が何かは表示せず、『豪華景品をご用意』のみの表示では問題となりますか？

A. 『豪華景品』の受け止め方は、人それぞれであり、無用に射幸心をあおることになりませんので、消費者トラブル未然防止の観点から、どのような商品を景品として提供するのか、その内容は表示すべきと考えます。

### 3. 中古車関係

中古車関係の表示では、『必要表示事項』や『価格表示』等に関する問い合わせが多く、その内容としては、「全車保証付」と表示しているが「※一部対象外の車両あり」と表示することの可否や保証がメーカー保証である場合の表示方法等に関する相談でした。また、価格の見直しに伴う値引きされている旨の表示の可否や通常の在庫車のみを掲載する場合の表示方法の留意点に関する相談等が寄せられました。

#### 【相談受付状況】

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
表示関係	53	77.9%	その他	11	16.2%
景品関係	4	5.9%	合計	68	100%

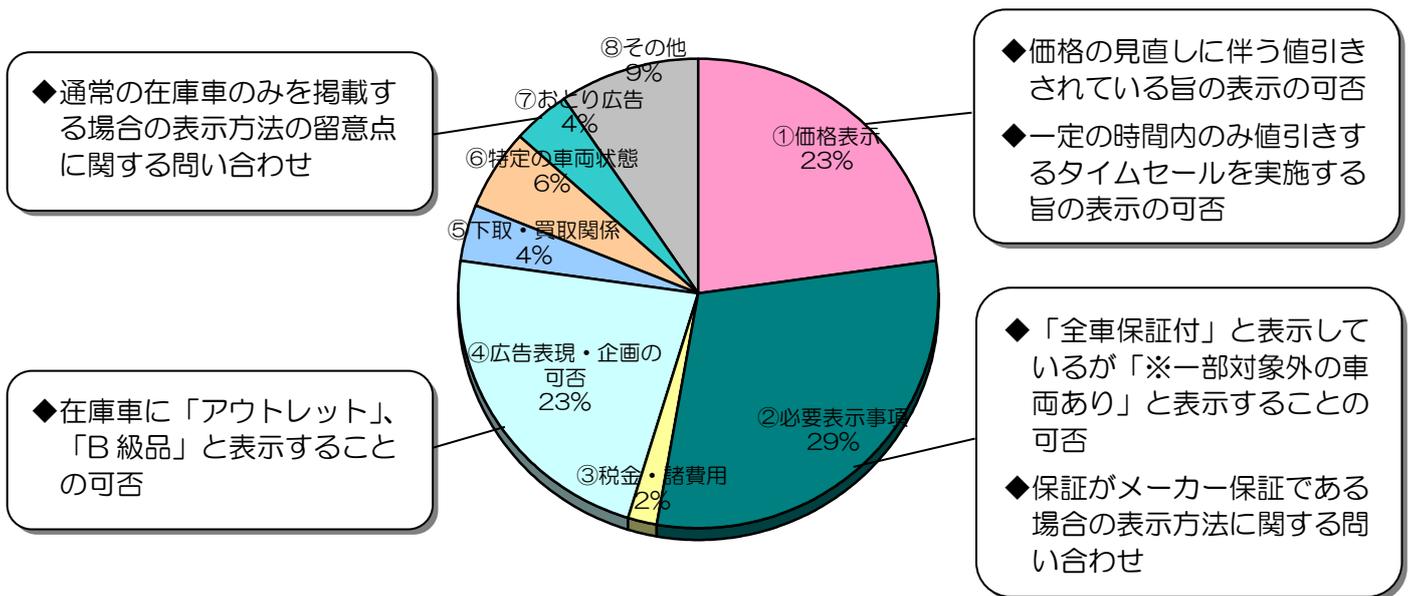
#### [表示関係の相談内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
①価格表示	12	22.6%	③税金・諸費用	1	1.9%
表示方法	4	7.5%	税金	1	1.9%
値引き表示	2	3.8%	諸費用・その他	0	0.0%
支払総額	4	7.5%	④広告表現・企画の可否	12	22.6%
割賦・リース	1	1.9%	広告表現の可否	10	18.9%
その他	1	1.9%	企画の可否	2	3.8%
②必要表示事項	16	30.2%	抽象的な問い合わせ	0	0.0%
走行距離数	3	5.7%	⑤下取・買取関係	2	3.8%
保証の有無	9	17.0%	⑥特定の車両状態	3	5.7%
定期点検整備実施状況	2	3.8%	⑦おとり広告	2	3.8%
その他（車検証の有効期限等）	2	3.8%	⑧その他	5	9.4%
			合計	53	100%

#### [景品関係の内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
総付景品（もれなく）	1	25.0%	オープン懸賞	0	0.0%
一般懸賞（抽選等）	1	25.0%	その他	2	50.0%
			合計	4	100%

#### 【表示関係】 主な問い合わせ内容



広告表示・景品提供に関するよくあるお問い合わせにつきましては、[こちら](#)をご覧ください。

## 今月の事例

Q. 通常の在庫車のみを掲載したチラシ広告を週末に配布したいと考えていますが、「●月●日現在の在庫車である」旨を表示していれば、おとり広告となりませんか？

A. 通常の在庫車のみを掲載したチラシ広告を作成する場合は、期間限定のフェアのために用意された中古車であると誤解されることのないよう、以下の内容に留意して作成して下さい。

- ① チラシ広告に週末 2 日間の日付を表示する等、販売期間を限定しないこと
- ② 「●月●日現在の在庫車である」旨を強調して表示すること
- ③ 上記②と併せて、その直近に「売約済みとなる場合があるので、詳しくは店舗に尋ねられたい」旨を明瞭に表示すること

Q. 当店では、販売価格を毎月末に見直し、翌月初めに値下げした価格を表示しているのですが、販売価格と併せて『価格見直し！なんと●万円引き！』と表示することはできますか？

A. 中古車は、品質劣化や車検残及び自賠責・自動車税の未経過分の減少等による経済価値の下落など、時間の経過により商品の同一性が失われていく商品であることから、「過去の販売価格」等を比較対照価格とした二重価格表示（値引き表示）は、不当な二重価格表示に該当するおそれがあります。したがって、過去の販売価格を基に「値引きされている」旨を表示した場合も同様に、一般消費者に販売価格が実際のものよりも著しく安いと誤認を与える不当表示となるおそれがあるため行うことはできません。

Q. 成約者全員に『5万円（軽自動車の場合3万円）キャッシュバック』の企画を検討していますが、ベタ付による景品提供の最高額の範囲内で実施すれば問題ありませんか？

A. 『キャッシュバック（現金割り戻し）』は原則として「正常な商慣習に照らして値引きと認められる経済上の利益」に当たるとされており、景品とはみなされません。

しかしながら、中古車の成約者に対してキャッシュバックする旨の表示は、前記の通り、不当表示に該当するおそれがあるため行うことはできません。